

岩手県告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年7月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 陸前高田市広田町字前花貝195の1（次の図に示す部分に限る。）、195の7
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。